

第

4490
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 5月24日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 社員に支払う退職手当

Q：社員の退職時に支給する給与は、すべて退職手当となりますか？

A：内容によっては賞与となるものもあります。

【解説】

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（退職手当等）をいい、退職手当等とは、本来退職しなかったとしたならば支払われなかったもので、退職したことに基因して一時に支払われることとなった給与をいうものとされています。

したがって、従業員に支払われる給与が退職手当等に該当するためには、次の要件を満たすことが必要かと思われます。

- ①退職すなわち勤務関係の終了という事実に基づいて支給されるものであること
- ②従来の継続的な勤務に対する報酬ないしその間の労務の対価の一部後払いの性質を有すること
- ③一時金として支払われるものであること

なお、退職に際し又は退職後に使用者等から支払われる給与で、その支払金額の計算基準等からみて、他の引き続き勤務している者に支払われる賞与等と同性質であるものは、退職手当等に該当せず、賞与等として取り扱われることとなりますので注意してください。

